

# 事業主の皆様へ 給与支払報告書（源泉徴収票）の様式が変わります。

平成28年分として提出いただく分は、新様式となります。

旧様式にて提出いただいた場合は、新様式で再提出いただくこととなりますので、ご注意ください。

## ▶大きな変更点

- ①用紙サイズがA6からA5になります。
- ②給与受給者及び扶養親族の個人番号の記載等が必要になります。

## ▶注意点

- ①事業主の方は、平成28年中に支払った給与等について、給与支払報告書（総括表及び個人明細書）を作成し、給与受給者が平成29年1月1日現在居住している市町村（長）に提出してください。
- ②提出いただく際には、総括表を忘れずに添付し、特別徴収の方と普通徴収の方を区別ください。
- ③新様式は11月17日（木）から役場税務出納課窓口にて準備しています。

**提出は平成29年1月31日（火）必着です。**

## 【問い合わせ】

税務出納課町民税係 ☎85-6132（直通）

The image shows a complex form with multiple sections. At the top, it includes fields for '支給区分' (Distribution Category) and '支払者' (Payer). Below that, there are sections for '控除対象従業員数' (Number of Taxable Employees) and '16歳未満扶養親族の数' (Number of Dependents Under 16). The main body of the form is divided into columns for different types of income and deductions, such as '給与所得控除後の金額' (Amount after Salary Tax Exemption) and '所得控除の合計額' (Total Tax Exemption). There are also sections for '社会保険料等の金額' (Amount of Social Security Contributions) and '住宅借入金等特別控除' (Special Deduction for Mortgage Interest). The bottom part of the form includes fields for '受給者生年月日' (Employee's Date of Birth) and '支払者' (Payer) information.

## 注意

督促状発送後も納付がない状態が続きますと、必要に応じて財産調査などを実施し、差押えに進みます。差押え財産は当方で決定し、事前の連絡はありません。差押えた給与・預金・保険等は（保険は解約のうえ）未納の税金に充当されます。動産・不動産は公売により換価のうえ、同じく未納の税金に充てられます。

※納期限を一定期間以上経過しますと延滞金が発生し、さらに納付額が増加します。お手元の納付書をご確認いただき、納期限が過ぎているものがありましたら早急に納付いただきますようお願いいたします。

## CAUTION

◎納付書で納付される方で、納期限まで納められなかった場合は、督促状が発送されます。

【問い合わせ】  
税務出納課収納係  
☎85-6106

町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税及び介護保険料・後期高齢者医療保険料は、それぞれ納期限があります。（納付書に記載されています。町報「綴込表紙」にも記載されています。）

◎口座振替で納付される方で、残高不足等の理由により口座振替できなかった場合、口座振替不能通知書（納付書）が送付されます。納付書でも納付いただけなかった場合は、督促状が発送されます。

町税などの納付について  
**納め忘れ**はありませんか？